

令和8年4月1日  
財務局建築保全部

## 積算基準（建築工事編）の改正について

今般、令和8年度から適用する基準として、「積算基準（建築工事編）」を改正しました。本改正内容は、令和8年4月以降に入札手続きを開始する営繕工事に適用します。

なお、「積算基準（建築工事編）」は、都民情報ルーム（東京都庁第一本庁舎3階南側）にて公表しています。

### 【主な改定の内容】

純工事費、工事原価に関する共通費の端数処理の見直し

### 【お問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課（直通）03-5388-2827